



# 鳥取県公報

平成 26 年 9 月 30 日 (火)  
第 8 6 3 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (700) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (701) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による居宅介護支援事業の廃止の届出 (702) (〃) . . . . . 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (4 件) (703~706) (経済産業総室) . . . . . 3
	保安林の指定予定 (3 件) (707~709) (森林づくり推進課) . . . . . 7
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サ ビス事業者の指定 (710) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 8
	指定居宅サービス事業者の指定 (711) (東部福祉保健事務所) . . . . . 9
	指定介護予防サービス事業者の指定 (712) (〃) . . . . . 9
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (713) (〃) . . . . . 9
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (714) (〃) . . . . . 10
◇ 公 告	土地収用法による審理の開始 (県土総務課) . . . . . 10
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課) . . . . . 10
	総合評価一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) . . . . . 13

# 告 示

## 鳥取県告示第700号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成26年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 介護老人保健施設

名 称	所在地	指定年月日
介護老人保健施設サンライズひえづ	西伯郡日吉津村今吉202-1	平成26年8月22日

### 2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	訪問リハビリテーション米子東	米子市淀江町佐陀2169	訪問リハビリテーション	平成26年6月1日
医療法人社団昌平会	西伯郡伯耆町大原927-1	デイサービスまちなか	米子市紺屋町31-3	通所介護	平成26年8月1日

### 3 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	訪問リハビリテーション米子東	米子市淀江町佐陀2169	介護予防訪問リハビリテーション	平成26年6月1日
医療法人社団昌平会	西伯郡伯耆町大原927-1	デイサービスまちなか	米子市紺屋町31-3	介護予防通所介護	平成26年8月1日

## 鳥取県告示第701号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社原商	島根県松江市宍道町白石81-10	株式会社原商鳥取事業所	鳥取市賀露町4058-2	平成25年10月15日
てのひら株式会社	鳥取市福部町細川676-8	訪問介護事業所てのひら	鳥取市新40	平成25年11月1日

## 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社原商	島根県松江市宍道町白石81-10	株式会社原商鳥取事業所	鳥取市賀露町4058-2	平成25年10月15日
てのひら株式会社	鳥取市福部町細川676-8	訪問介護事業所てのひら	鳥取市新40	平成25年11月1日

## 3 特定福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社原商	島根県松江市宍道町白石81-10	株式会社原商鳥取事業所	鳥取市賀露町4058-2	平成25年10月15日

## 4 特定介護予防福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社原商	島根県松江市宍道町白石81-10	株式会社原商鳥取事業所	鳥取市賀露町4058-2	平成25年10月15日

## 鳥取県告示第702号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
医療法人萌生会	西伯郡伯耆町長山152-1	老人保健施設寿楽荘	西伯郡伯耆町長山152-1	平成26年4月30日

## 鳥取県告示第703号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
鳥取ショッピングシティ  
鳥取市天神町1外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社日ノ丸総本社 代表取締役 米原 正明 鳥取市古海601-4  
朝日生命保険相互会社 代表取締役 佐藤 美樹 東京都千代田区大手町二丁目6-1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1  
北村 紀子 鳥取市新品治町29-2  
株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸 一弥 東京都新宿区北新宿二丁目21-1  
株式会社フジックス 代表取締役 中林 秀雄 島根県松江市西嫁島一丁目3-9  
変更後 イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1  
株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸 一弥 東京都新宿区北新宿二丁目21-1  
株式会社フジックス 代表取締役 中林 秀雄 島根県松江市西嫁島一丁目3-9
- 4 変更年月日  
平成25年12月31日
- 5 変更する理由  
小売業者の退店があったため。
- 6 届出年月日  
平成26年9月17日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間  
平成26年9月30日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室  
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 10 意見書の提出  
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第704号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同

法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール鳥取北イーストコート  
鳥取市晩稲348外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名を次のとおり変更する。
- 4 変更年月日  
次のとおりとする。
- 5 変更する理由  
小売業者の入退店等があったため。
- 6 届出年月日  
平成26年9月17日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間  
平成26年9月30日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室  
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 10 意見書の提出  
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。  
(「次のとおり」は、省略し、その書類を9の場所で縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第705号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
米子駅前ショッピングセンター  
米子市末広町311
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

米子駅前開発株式会社 代表取締役 野坂 康夫 米子市加茂町一丁目 1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名を次のとおり変更する。

4 変更年月日

次のとおりとする。

5 変更する理由

小売業者の入退店等があったため。

6 届出年月日

平成26年 9 月17日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

8 縦覧に供する期間

平成26年 9 月30日から 4 月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局

米子市加茂町一丁目 1 米子市経済部商工課

10 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

(「次のとおり」は、省略し、その書類を9の場所で縦覧に供する。)

**鳥取県告示第706号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年 9 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール日吉津

西伯郡日吉津村大字日吉津1157

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰 均 東京都千代田区丸の内一丁目 4-1

株式会社ひえづ物産 代表取締役 石 操 西伯郡日吉津村大字日吉津1026-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名を次のとおり変更する。

4 変更年月日

次のとおりとする。

5 変更する理由

小売業者の入退店等があったため。

- 6 届出年月日  
平成26年9月17日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間  
平成26年9月30日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室  
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局  
西伯郡日吉津村大字日吉津872-15 日吉津村建設産業課
- 10 意見書の提出

日吉津村の区域内に居住する者、日吉津村において事業活動を行う者、日吉津村の区域をその地区とする商工会その他の日吉津村に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

（「次のとおり」は、省略し、その書類を9の場所で縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第707号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
倉吉市上大立字坂ノ谷203の2、205の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第708号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡智頭町大字尾見字中谷口275、276、278の1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第709号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東伯郡三朝町大字大瀬字管ヶ谷788、789、791、字間狭794、795の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第710号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年9月30日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一



名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
医療法人清生会	倉吉市上井町一丁目13	訪問介護ステーションあげい	倉吉市上井町一丁目13-2	居宅介護、重度訪問介護	平成26年10月1日

**鳥取県告示第711号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年9月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社O日和	デイサービスセンターえんびより	鳥取市数津23-10	平成26年10月1日	通所介護

**鳥取県告示第712号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年9月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社O日和	デイサービスセンターえんびより	鳥取市数津23-10	平成26年10月1日	介護予防通所介護

**鳥取県告示第713号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年9月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会本所	八頭郡八頭町宮谷254-1	平成26年8月22日	平成26年3月31日	訪問介護

〃	〃	〃	〃	〃	訪問入浴介護
---	---	---	---	---	--------

**鳥取県告示第714号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年9月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会本所	八頭郡八頭町宮谷254-1	平成26年8月22日	平成26年3月31日	介護予防訪問介護
〃	〃	〃	〃	〃	介護予防訪問入浴介護

**公 告**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成26年9月30日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 期日  
平成26年10月21日（火）午後2時
- 場所  
鳥取市東町一丁目271  
鳥取県庁第2庁舎 第20会議室
- 件名  
一般国道9号改築工事（鳥取西道路・鳥取県鳥取市嶋字土居ノ下地内から同市青谷町青谷字阿がき地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事

**調 達 公 告**

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年9月30日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

## 1 調達内容

## (1) 調達物品の名称及び数量

デジタルX線TV装置システム 一式

## (2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

## (4) 納入期限

平成27年1月30日（金）

## (5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とすること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成26年9月30日（火）から同年11月10日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成26年9月30日（火）から同年11月10日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業務区分が医療・理化学機器類の医療機器であること。

なお、当該業務区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年10月14日（火）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項の規定によりこの公告に示した物品に係る医療機器の修理業の許可を受けている者であること。

(6) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検及び修理その他のサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院管財課

## 4 入札手続等

## (1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院管財課

電話 0858-22-8181（内線2222）

電子メールアドレス kouseibyouin@pref.tottori.jp

## (2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

## (3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成26年9月30日（火）から同年10月14日（火）までの日にインターネット

のホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封すること。

ア 交付期間及び時間

平成26年9月30日（火）から同年10月14日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年11月10日（月）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午後1時までとする。）

イ 場所

倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院第3会議室（外来中央診療棟5階）

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の（1）の場所に平成26年10月28日（火）午後5時までに提出しなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Digital X-ray TV System, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5 : 00 PM 28 October , 2014

(3) Date and time for the submission of tenders : 2 : 00 PM 10 November, 2014

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 1 : 00 PM 10 November , 2014

(4) Please contact for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan  
TEL 0858-22-8181

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年9月30日

鳥取県立鳥取湖陵高等学校長 谷 輝 久

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取湖陵高等学校温室環境制御システム再整備・保守運用業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成34年3月31日まで

ア システム再整備業務

契約締結日から平成27年3月31日まで

## イ システム貸借及び保守運用業務

平成27年4月1日から平成34年3月31日まで

## (4) 履行場所

鳥取市湖山町北五丁目246 鳥取県立鳥取湖陵高等学校 圃場

## (5) 入札書の記載方法及び契約金額

ア 落札者の決定は、総合評価方式一般競争入札により行うので、入札者は、入札書とともに入札説明書に定める書類等（以下「提案書」という。）を提出しなければならない。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。

ウ 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成26年9月30日（火）から同年11月18日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成26年9月30日（火）から同年11月18日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成26年10月8日（水）正午までに4の（2）の場所に提出すること。

オ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

カ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## (2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が（1）のアからウまで及びカの要件を全て満たすこと。

イ 各構成員が競争入札参加資格を有するとともに、次の（ア）及び（イ）に掲げる業種区分の競争入札参加資格の全てを有する者を含むこと、又は次の（ア）に掲げる業種区分の競争入札参加資格を有する者及び次の（イ）に掲げる業種区分の競争入札参加資格を有する者を構成員のうちに含むこと。

（ア） 情報処理サービスのシステム等開発・改良

（イ） 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成26年10月8日（水）正午までに4の（2）の場所に提出すること。

ウ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合が最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 入札説明書に示す事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

### 4 入札手続等

#### (1) 入札及び仕様に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北三丁目250

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

電話 0857-28-0250

#### (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

#### (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成26年9月30日（火）午前9時から同年10月23日（木）午後5時までの間にインターネットのホームページ（<http://www.torikyo.ed.jp/koryou-h/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

平成26年9月30日（火）から同年10月23日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (4) 入札説明会（現地説明会）の日時及び場所

##### ア 日時

平成26年10月14日（火）午後2時

##### イ 場所

(1)に同じ

#### (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

#### (6) 入札書及び提案書の提出期限並びに提出場所

##### ア 提出期限

平成26年11月18日（火）午後2時（ただし、郵便等による場合は、同月17日（月）午後5時までとする。）

##### イ 提出場所

(1)に同じ

### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書その他必要な書類を4の(1)の場所に平成26年10月23日（木）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載した金額に100分の108を乗じて得た額の100分の

5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 落札者の決定方法

(1) 入札説明書に示すところにより、学識経験者等で構成される鳥取湖陵高等学校温室環境制御システム企画提案審査委員会が提案書及び入札価格の総合評価により行う。

(2) 会計規則第127条の規定により基づいて作成された予定価格の範囲内の入札書を提出した入札書であって、総合評価の最も高かった者を落札者とする。ただし、その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価が次に高いものを落札者とする場合がある。

## 8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Update and maintenance of the greenhouse environment control system, 1 set

(2) October 23, 2014 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) November 18, 2014 2 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders

(November 17, 2014 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Tottori Koryo High School 3-250 Koyama-cho Kita Tottori-shi 680-0941 Japan, TEL : 0857-28-0250